

国第2721号

令和8年1月20日

八千代市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 渋谷 哲 様

八千代市長 服部 友則



国民健康保険事業の運営に関する事項の諮問について

貴協議会におかれましては、平素より本市国民健康保険事業の運営に関しご指導、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

下記のとおり国民健康保険事業の運営に関する事項について諮問いたしますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。

記

諮問第1号 国民健康保険料子ども・子育て支援納付金分の保険料率及び賦課限度額について

(内容)

子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が導入され、医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料とあわせて新たに当該支援金分を徴収することとなります。

このため、本市の国民健康保険においても、当該支援金分を徴収するために子ども・子育て支援納付金分の保険料率を設定し、所得割を0.27%，被保険者均等割を1,800円、18歳以上被保険者均等割を100円とするものです。

また、令和8年度税制改正大綱の閣議決定により国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額について、3万円とするものです。

質問第2号 国民健康保険料の賦課限度額の改正について

(内容)

令和8年度税制改正大綱の閣議決定により国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、令和8年度以降の国民健康保険料の賦課限度額について、基礎賦課限度額を現行の66万円から67万円に引き上げるものです。

以上